

第 53 回 議会改革推進特別委員会

令和 7 年 9 月 8 日 (月)
予算決算委員会終了後
第 4 委員会室

【委 員】 牛尾委員長、西田副委員長

沖田委員、村武委員、小川委員、布施委員、佐々木委員、田畑委員

【議長団・委員外議員】 笹田議長

【事務局】 下間局長、濱見書記、小寺書記

議題

- 1 市への要望・提言等に対する対応状況の検証について
 - (1) 「検証手法のたたき台」に対する会派の意見について
- 2 一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について
 - (1) 今後の検討について
- 3 特別委員会の中間報告について
 - (1) 報告内容について
- 4 その他
 - (1) 申し送り事項について

議会改革推進特別委員会の協議事項

市への要望・提言等に対する対応状況の検証の 「検証手法のたたき台」に対する意見について

1. 提案条例等の検証手法について

【たたき台の概要】

検証主体：所管委員会（または特別委員会）が所管事務調査として実施する。

検証対象：原則として執行部による執行が前提となる条例とし、議会内部の条例は対象外（浜田市議会議員政治倫理条例、浜田市議会基本条例を除く）とする。（たたき台3ページ参照）

開始時期：一般選挙後の任期開始後に全議員で協議・決定の上、速やかに開始する。

検証方法：執行部から情報収集して条例等の実施状況を検証し、その結果報告書を執行部に送付し、回答を求めることで検証を行う。

主体、対象、開始時期など、提案条例等の検証手法についての意見を記入してください。

【会派意見】

山水海	たたき台の通りで了承
創風会	特になし
超党みらい	趣旨については概ね理解する。開始時期の「速やかに開始する」は立入り過ぎで、難がある。次期議会の自主性、主体性を尊重し決定を委ねる柔軟性を保障すべきである。次期議会において合意形成を図り、可能と判断すれば実施するという意味において「速やか」ではなく「適切」とすべきである。
公明クラブ	所管委員会（または特別委員会）が所管事務調査として実施し、原則として執行部による執行が前提となる条例とし、議会内部の条例は対象外（浜田市議会議員政治倫理条例、浜田市議会基本条例を除く）とする。 一般選挙後の任期開始後に全議員で協議・決定の上、速やかに開始する。 執行部から情報収集して条例等の実施状況を検証し、委員会で協議する。
碧い海	提言する際に、概ね2年以内に検証することを決める。

2. 議会または委員会による政策提言等の検証手法について

【たたき台の概要】

過去の提言：おおむね過去2年程度を目安に、所管委員会が必要性や優先度を協議し、対象を決定する。

今後の提言：原則として全てを検証対象とする。

検証方法：執行部からの報告を受け、所管委員会が所管事務調査として検証を行う。

過去・今後の提言の扱い、対象の選定方法など、政策提言等の検証手法についての意見を記入してください。

【会派意見】

山水海	たたき台の通りです承
創風会	特になし
超党みらい	あくまでたたき台の案にとどめるべきである。過去の提言の目安や対象の決定については委員会主義に則り、委員会が主体性をもって対象の決定し検証作業をすべきである。各委員会での検討結果を踏まえて調整し、手法や基準を決定すれば良い。
公明クラブ	二年前にさかのぼり、それ以降の提言について検証の必要があるかどうかをまずは委員会で協議する。必要があれば執行部に回答を求める。(改選後になる) 今後の提言については、作ったときに検証する時期を委員会で申し送る。執行部から状況を求める。
碧い海	必要ない。

3. 議会が採択した請願及び委員会が採択した陳情の検証手法について

【方向性】

請願・陳情は、現行制度である各所管委員会での所管事務調査や議会基本条例に基づく報告要求での対応を基本とし、本検証手法における**一律の検証対象とはしない**。

この方向性についての意見を記入してください。

【会派意見】

山水海	検証対象とする。 請願・陳情の対応について議会基本条例にあるが、実際に行われていないこともあるので、検証対象としておいた方が、実際に検証を行う意識が出るのではないかな。
創風会	特になし
超党みらい	了承し、特段意見はないという意見と、年1回程度は議長から市長に進捗状況の報告を求めるという意見の両論がある。
公明クラブ	請願・陳情については会議規則で「所管事務調査などで対応を協議する」とされ、基本条例でも「市長等に対し、その趣旨を実現できるように求めるとともに、事後の報告、対応等を議会に報告するように求めるものとする」とあり、検証対象とする必要はないと考える。
碧い海	提言する際に、概ね2年以内の検証を決める。

4. 委員会代表質問の検証手法について

【方向性】

委員会代表質問は、委員会活動の中で完結すべき性質のものであるため、本検証手法における**一律の検証対象とはしない**。

この方向性についての意見を記入してください。

【会派意見】

山水海	検証対象としないことで了承するが、委員会代表質問のあり方について検討する必要がある。
創風会	特になし
超党みらい	了承し、特段意見はない。
公明クラブ	委員会代表質問の内容は取組み課題などから取り上げられており、回答は提言の中に盛り込まれるものと思い、委員会のなかで完結すべきものではないか。 よって対象とする必要はないと考える。
碧い海	委員会に委ねる。

5. その他

検証の考え方、検証作業の負担感、今後の進め方、スケジュール感など、検証手法以外の意見があれば、自由に記入してください。

【会派意見】

山水海	—
創風会	検証については市民にとって分かりやすいように改革していくことが望ましい。
超党みらい	評価・検証作業等により負担は以前と比較して増大している。先進事例の模倣や話題性の追求に重きがおかれているように受け止められ、議会改革の本質的議論や合意形成が不十分なまま結論に至る拙速感もある。これまでに議会改革として採用・導入してきた取組を、議会基本条例の原点からの振り返りや検証作業が必要と考える。 また、議会改革推進特別委員会や議会広報広聴委員会が3常任委員会に指示、要請する上意下達はなじまない。申し送りに際しそうした点での配慮が必要と思われる。
公明クラブ	執行部への過度な負担にならないように、先を見据えた判断をしていくべきと考える。
碧い海	—

2. 広島県東広島市議会

(1) 視察日時 令和7年7月22日(火) 午後2時30分～4時

(2) 視察事項

一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について

(3) 視察先の概要

(市の概要)

広島県のほぼ中央に位置し、周囲を低い山々（標高200m～400m）に囲まれた盆地状の地形が大部分を占めており、北側は中国山地の入り口で南東部は瀬戸内海に面している。西条町が中心地で昨年の市の人口増減で唯一増加した町である。

(市の特徴)

- ・多様な市民が集う人材力が豊かな都市を目指してタウンガウン事業の推進（大学の知見を地域資源として生かし、連携関係をより進化させる）
- ・外資系のマイクロ半導体の日本本社があり、5,000億円の増資により、日本の4大半導体推進地帯となっている。
- ・京都の伏見、兵庫の灘、広島の西条「日本の三大酒どころ」で日本酒の町。
- ・人口：190,982人、世帯数：93,012世帯（令和7年6月30日時点）
- ・面積：635.16平方キロメートル

(議会の概要)

- ・議員定数：30人、現議員30人
- ・常任委員会：総務委員会8人、文教厚生委員会7人、市民経済委員会7人
建設委員会7人
- ・その他の委員会：議会運営委員会8人、広報広聴委員会10人
- ・特別委員会：予算特別委員会 決算特別委員会
- ・議員報酬：議長560,000円、副議長507,000円、議員460,000円
- ・政務活動費：議員1人につき月額25,000円

(4) 視察内容（視察先の取組・事業概要）

平成25年に議会基本条例を制定して進める中で1つの成果として平成25年6月に議会提案による「東広島市日本酒の普及の促進に関する条例」を制定し議会改革を進めてきている。

①経緯

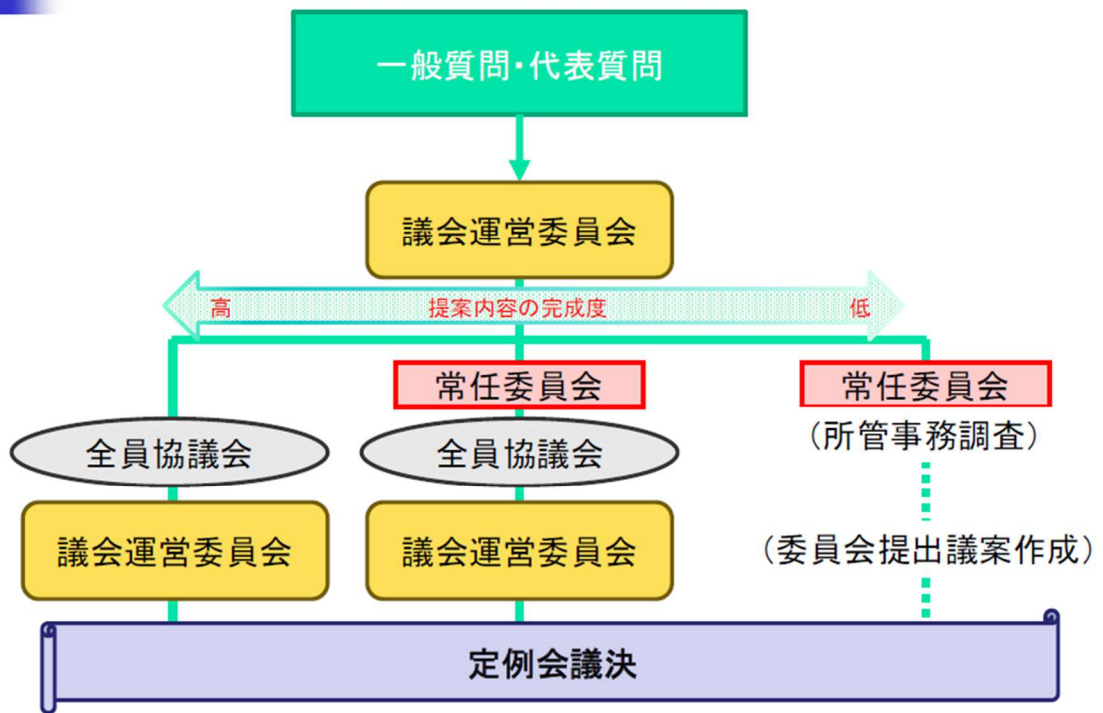
- ・議長から議運に「一般質問等を政策提言に結び付ける取組」の構築について諮問され、大分県中津市、大阪府岸和田市などの視察、計12回にわたる協議を経て中身を決定した。

②目的

- ・一般質問・代表質問で行われた議員個々の政策提言を議会全体としての政策提言に結び付ける。市民の負託に的確に応え、市の豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

③提言までの流れ

- ・一般質問終了後、自薦・他薦によりテーマを議会運営委員会に提出。
- ・議会運営委員会で、テーマを選定した後、提案の内容を確認し、取扱を協議。
(提案内容の完成度の高い・中・低いとし、その後進む道を分ける)
- ・全員協議会又は常任委員会で協議。
(様々な意見を提出者が資料を作り直し、それを全協で議員間討議に進める)
- ・議会運営委員会での協議を経て議案提出。
- ・定例会において議決。



④取組状況

- ・実績：3回（R6年第2回定例会、第3回定例会、R6年第4回定例会・R7年第1回定例会）現在はR7年第2回定例会後の取組を実施中。併せてこの取組の見直しの協議も実施中。

⑤取組結果

- ・1回目：「ユニバーサルデザインに配慮したトイレの整備環境に関する決議」
 - ・2回目：「耕作放棄地など不作付地の有効活用と拡大防止に関する決議」
 - ・3回目：「次世代への継承と世界に向けた平和施策の展開に関する決議」
- ※ 1回目は予算編成を経て実行している。

⑥施策への反映状況「ユニバーサルデザインに配慮したトイレの環境整備に関する決議」

・提言内容

- ア：多目的トイレに十分なスペース確保、必要性や用途に応じてユニバーサルシート等を設置し、利用者を想定とした整備を行うこと。
- イ：民間事業所等との助言、ノウハウの提供を行うこと。
- ウ：公共・民間施設が有するトイレの設備情報と位置情報が、一目で把握できる

分かりやすい情報提供方法を実現すること。

・ **施策への反映**

ア：十分な空間を確保するよう努めるとともに、施設用途、必要性等に応じて多目的に利用できるユニバーサルシート（介助用ベッド）を設置するよう努めることとなる。（総務委員会にて報告）

イ：ユニバーサルデザインの民間事業所等への普及に向けた講演会が開催された。（文教厚生委員会にて報告）

ウ：ユニバーサルトイレの設置情報について、WEB アプリケーションにより公開されることとなる。（文教厚生委員会にて報告）

【質疑応答】

Q：若手だけの会派で政策立案強化につながるのか。

A：1 回目の決議は、若手の会派での提言である。会派を超えて「政策研究会」も活発に行われている。

Q：ベテラン会派は、若手に対してどう対処されたのか。

A：予算・決算審査前にベテラン議員による新人議員への研修会開催。

Q：質問の選定の公平性や客観性はどうか。

A：テーマ選定の議運で会派の意見を基に選定している。公平性や客観性は担保できている。

Q：政策提言の実効性は保証されないのでは。

A：施策につながった例もあり、有効な取組である。

Q：議会事務局に負担をかけるのではないか。

A：職員の負担は一定程度、増えている。

Q：テーマの精度・具体性に差が出るのではないか。

A：一定程度の差があることを前提として、全協での全員討議、常任委員会で意見聴取、常任委員会への委任といった段階を経るので精度、具体性を担保している。

Q：市民の関与はどうか、限定的ではないか。

A：各議員が市民の声を反映して提案したものである。

Q：形式化や形骸化の懸念は。

A：懸念はないものとする。

Q：議長の諮問、トップダウンによる印象を受けるがどうか。

A：視察を始め 1 年間 12 回の協議を経て制度設計しており、その中で機運が醸成された。

Q：候補の選定方法を自薦、他薦、アンケートとしたことの理由は。

A：選定方法を協議する中で取り入れたものである。

Q：テーマを1つに絞る段階での判断の基準で、重視、留意しているのは。

A：テーマの精度・具体性に関する意見、執行部の答弁が前向きな答弁があったかどうかを踏まえ、テーマ選定基準を設けることも考えている。

Q：定例会ごとに政策提言につながなければならないという原則なのか

A：必ずテーマを選定しなくてはならないルールは設けていない。

Q：「ユニバーサルトイレ」について全会一致とならなかった反対理由は。

A：既存の公共施設の改修も盛り込むべき。執行部から前向きな答弁があったため、決議は不要である。

Q：議決前の自由討議は。

A：決議案は自由討議の場は設けていない。全協で自由に討議できる。決議案の提出について各会派代表から意見を述べていただく機会もある。

Q：議決は過半数と思われるが、全会一致の検討はあったのか。

A：ルール上では全会一致でなくてもよいため、過半数の可決もあった。

(5) 委員の所感

(沖田委員)

東広島市議会の「一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組」は、議会の政策提言機能を強化し、市政に対してより建設的な提案を行う体制づくりとして、意義深いものである。特に、一般質問や代表質問を、議員個々の活動にとどめず、議会全体としての政策形成の起点とするという点は、議会の役割をより主体的・積極的に捉えたものであり、市民への説明責任や市政への影響力を高めることにつながっていると感じた。

ただし、この取組を毎定例会ごとに行うことにより、形式化・形骸化する懸念も拭えない。単に「提言の形を整える」ことが目的化してしまえば、議会の本来の役割である市民の課題解決や政策監視の機能を損なうことにもなりかねない。したがって、今後この取組を継続・発展させていくにあたっては、「政策提言は目的ではなく、あくまで市政に良い変化をもたらすための手段である」という本質的な視点を常に忘れないことが重要であり、単なるパフォーマンスに終わらず、市民の期待に応える真の政策提言につながるよう、制度の目的と意義を議会全体で共有しながら取り組んでいくことが何より重要である。

(村武委員)

議員一人ひとりが一般質問などで行う提言を、議会全体としての政策提言へ結び付ける仕組みは、より豊かなまちづくりを実現するうえで大変重要な視点だと感じた。議員個人の提言ももちろん意義深いものであるが、委員会や議会全体としての提言となることで、その重みや影響力は一段と高まる。東広島市議会では、こうした流れを制度化・仕組み化することで、実効性のある政策提言へと結び付けており参考になった。浜田市議会においても、同様の仕組みの導入を検討することで、議会での議員間討論を活性化し、政策立案機能を高め、市政への提案力をより強化できるのではないかと感じた。

(小川委員)

一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組については質疑を通して議員間で丁寧な議論を重ねながら進められている印象を受けた。

議員が一般質問等における執行部対1議員のやり取りのなかでは、政策提言等を行ってもスルーされる場面は多く、議員間で自他共に評価出来る政策提言については議会の総意として後押しできる仕組みやルールはあって良いと思った。

現実問題としては政策提言の決議案作成が発言した本人任せの面があったが、当該議員の負担軽減の課題もあると思った。

議会として受け止め、議会の共同作業による合意形成と共通認識作りの観点からのプロセスが議会力向上にとって大切なのではないかと思う。

政策提言のみならず条例提案にもつなげる取組となることを期待したい。

一般質問等を政策提言に結び付ける仕組みやルール化について浜田市議会では政策討論会を活用することで実現が可能と思われるので、議会改革の検討項目に加えても良いのではないかと思った。

(布施委員)

浜田市では一般質問や委員会代表質問があるが、その中でいろいろ質問された中に、いい意見と思うことが結構ある。その意見を政策提言に結び付ける東広島市議会の仕組みは参考になった。しかし東広島市議会も一般質問を政策提言に結び付ける取組のルール自体が完全に固まっていないという現実問題があるとのことである。そのことを踏まえた上で、本市の場合は議員提案の中で政策提言にもっていても、市長部局に制度としてそれを認めさせるかどうかというところまではまだまだ時間と議員間討議が必要であると感じている。一つ言えることは、東広島市議会の取組は議員間討議を促し市民が議会への関心を高めることにも大いにつながる取組である。

(佐々木委員)

本会議の提案に至るまでには課題が多いと感じた。

選定の理由も議員によって様々であり、選定されても所管の委員会や全員協議会での議論はかなり複雑なやり取りが想定された。

浜田市での取組はよほどの制度設計や議員の理解ができないと難しいと考える。

(田畑委員)

一般質問・代表質問を政策提言に向けるためには、議会の公正な考え方の調整はどの委員会で実施するかは課題もあり、浜田市議会も検討すべき課題と感じた。

(牛尾委員長)

議会全体の意見を聞きまとめる行為はするが、全会一致でなければならないとするものがないため、過半数可決があるということに違和感を感じた。真庭市においては、各常任委員会の提案をまとめて一本に絞り込み、議会全体の提言に結び付けるほうが、執行部が受け止めやすいと感じた。いずれにしても、各議会が、議員提案を政策提言に結び付ける努力として様々な取組をしていて、その問題点がよく理解できた。



▲東広島市議会奥谷議長あいさつ



▲牛尾委員長あいさつ



▲牛尾委員長あいさつ



▲議場

3. 委員会の考察

1. 任期中の議会・議員活動検証方法の構築について（三次市議会）

議員が公約に掲げたマニフェストの実現にどう取り組むかは、議員活動の根幹をなすものであるとの意見や、自己検証を通じて資質を高め、取組の進捗を市民に「見える化」することは、市民からの重要な要請であるという意見があった。

一方で、予算提案権を持たない議員が公約を実現する力は限定的であり、達成度を客観的に評価することは困難である。その結果、評価が議員の資質に優劣をつけることにつながり、議会全体で改革を進める「チーム議会」の理念を損なう懸念がある。

以上の理由から、全議員が足並みをそろえて取り組める環境が整うまで、本制度の導入は見送るとの結論に至った。

2. 一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について（東広島市議会）

この取組は、議会の政策提言機能を強化し、一般質問や代表質問を議員個々の活動から議会全体の政策提言へとつなげる点において、大変魅力的だった。

一方で、浜田市議会を導入するにあたっては、周到な制度設計と全議員の深い理解がなければ導入は難しい、また、前提として議員間討議の活性化など更なる検討が必要である、といった意見があった。

以上の点を踏まえ、本制度は議会改革推進特別委員会で検討すべき課題であるとの結論に至った。

令和 7 年 9 月 定例会議 議会改革推進特別委員会 中間報告

令和 7 年 9 月 29 日

本特別委員会は、「浜田市議会の議会改革の推進に関する事項について調査及び検討を行うこと」を目的に令和 3 年 11 月 2 日に設置されました。

令和 5 年 6 月の中間報告以降も、委員会で定めた調査・検討項目について優先順位をつけながら精力的に議論を重ねてまいりました。約 4 年間で（未確定）計 53 回の会議を開催しており、特別委員会で検討結果が出たものについては、随時、検討結果報告として議長へ報告し、必要に応じて議会運営委員会や全員協議会において議員の皆さんへ周知しながら実施しておりますが、以下、概要を報告いたします。

まずは、前回の中間報告以降、検討により実施、策定、または結論に至った 10 項目についてです。

議員選出監査委員の廃止については、議員としての視点を監査に生かす意義は大きいと判断し、廃止はせず、監査委員から議会へ決算審査意見書等の内容説明を行うなど、議会と監査をつなぐ仕組みを構築することで、監視機能の充実強化を図ることとし、近定例会議でも説明いただきました。

議会における ICT の活用と推進については、議員・事務局間の情報共有や連絡調整の効率化を図るため、ビジネスチャットツール「LINE WORKS」を導入しました。なお、電子採決システムについては、費用対効果などを鑑み、現時点での導入は見送ることとしました。

政務活動費については、議員の調査研究活動の機動性を確保するため、市内の自家用車移動にかかる車賃（1kmにつき 23 円）を政務活動費の対象経費とする運用を導入しました。なお、前払いへの変更については、透明性の確保を重視し、引き続き精算払いとすることを確認しました。

一般質問における議員の資料発信については、質問内容の可視化とペーパーレス化を推進するため、従来の説明用パネルに代わり、タブレット端末で作成した資料を議場のモニター等に表示する手法

に変更し、「浜田市議会一般質問説明用補助資料取扱要領」を新たに決めました。今定例会議でも2人の議員が使用されました。

議会図書室の整備と市民開放については、議員の調査研究活動を活性化させるため、オンライン研修等に対応可能なパソコンを常設するとともに、浜田市立中央図書館の「団体貸出」制度を活用し、年4回、特定のテーマに沿った書籍を配架する取組を開始しました。また、議員が所有する書籍を共有する「シェアする議会本棚」も設置しました。

島根県立大学との連携については、市と大学が締結している連携協力協定に議会の活動も包含されていることを確認し、新たな包括協定の締結は見送ることとしました。今後は、既存の枠組みの中で、共同研究や意見交換会などを通じて連携を深めてまいります。

議会による事務事業評価については、決算審査と次年度予算編成を連動させ、議会の監視機能を強化することを目的として導入を検討しました。評価シートを用いて事業を可視化し、評価結果を議会評価意見書として市へ提出するもので、令和6年9月定例会議の決算審査において試行実施し、今定例会議で本格的に実施し、**（未確定）決議として議会評価意見書を提出しました。**

政策討論会のあり方については、各委員会での調査結果や少数会派の意見などを議会全体の政策提言へと昇華させる重要な場であると再確認し、提言書の完成前に開催するなど、合意形成の過程を重視した積極的な活用を図っていくことで認識を共有しました。

文書質問については、浜田市議会が通年会期制を採用しており、閉会期間がなく、常任委員会や全員協議会等で随時質疑を行える環境にあることなどから、現時点での導入は見送ることとしました。

建築物検討委員会については、市の建築物等の取得や更新に議会が早期に関与することを目的として検討しましたが、新たな委員会は設置せず、既存の常任委員会や全員協議会における質疑や自由討議の中で、必要性や地域性、住民意思の反映など多角的な視点から議論を深めていくこととしました。

続いて現在、検討中の2項目についてです。

市への要望・提言等に対する対応状況の検証については、議会が行った提案の実効性を高めるため、条例や政策提言などがその後どのように取り扱われているかを事後的に検証する仕組みの構築を検

討しています。検証の対象や手法、スケジュールについて、先進市議会の事例も参考にしながら、各会派の意見を集約し、実効性のある制度設計を目指して議論を重ねています。

一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組については、議員個人の一般質問や代表質問で行われた政策提言を議会全体としての政策提言へと結び付ける仕組みについて検討しています。前提として議員間討議のさらなる活性化を図ったうえで、その実現可能性について検討を重ねています。

（未確定）締めくくり

以上、議会改革推進特別委員会の中間報告といたします。

◆議会改革に関する検討項目について

	検討項目	内容	備考
1	多様な人材が議員に立候補しやすい環境整備について	令和3年7月5日に議会改革に関する検討結果（第6回）において報告した内容（下記の項目）について、具体的な検討をする。 1. 住民参加の機会の拡充による議会への理解度向上 2. 議員に立候補しやすい環境整備の充実 3. 議会による主権者教育やシティズンシップ教育の推進 4. 議会におけるICTの活用と推進 →検討項目7と同様	⇒3の項目：議会広報広聴委員会で実施 4の項目：令和5年9月完了
2	議会活動を反映した取組について	各種意見交換会や採決結果を反映した議会の取組が必要	
3	市への要望・提言等に対するその後の対応状況の検証について	提言等を出して終わりにするのではなく、その後どのような取組が進められているか等を検証する仕組みの導入を検討する。 （検証の対象） 1. 委員会提案条例及び議員提案条例 2. 議会または委員会による政策提言等 3. 議会が採択した請願及び委員会が採択した陳情 4. 委員会代表質問	3、4の項目：令和7年8月完了
4	一般質問・代表質問を政策提言に結び付ける取組について	・一般質問・代表質問で行われた議員個々の政策提言を議会全体としての政策提言に結び付ける。 ・前提として議員間討議の活性化など更なる検討が必要。	

▼ 検討が完了した項目

委員会代表質問について	委員会代表質問実施要領を策定（R4年6月） 令和5年3月定例会議にて初実施	【完了】令和4年6月実施要領策定 議会改革に関する検討結果 第1回報告書
議会BCPの作成について	浜田市議会BCP（業務継続計画）（R4年12月）	【完了】令和4年11月 議会改革に関する検討結果 第2回報告書
議員選出監査委員の廃止について		【完了】令和5年8月 議会改革に関する検討結果 第3回報告書
議会におけるICTの活用と推進について		【完了】令和5年9月 議会改革に関する検討結果 第4回報告書
政務活動費について	1. 後払い（精算払い）について 2. 使途基準について	【完了】令和6年2月 議会改革に関する検討結果 第5回報告書
一般質問における議員の資料配信について	説明用補助資料取扱要領を策定（R6年7月） 令和6年9月定例会議から運用開始	【完了】令和6年6月 議会改革に関する検討結果 第6回報告書
新人職員との意見交換会について		【導入見送り】 令和6年8月27日特別委員会で決定
議会表彰制度の導入について		【導入見送り】 令和6年8月27日特別委員会で決定
議会図書室の整備と市民開放について	1. オンライン会議対応可能な環境の整備 2. 議会相談室の設置（見送り） 3. 浜田市立中央図書館のレファレンス機能の活用（R6年10月～） 4. 議員共有本棚の設置（R6年10月～）	【完了】令和6年9月 議会改革に関する検討結果 第7回報告書
島根県立大学との連携について	・島根県立大学と浜田市議会との包括協定締結の検討 ・議会基本条例第14条の2「議会は、島根県立大学等との連携をはじめ、広く専門的知見の有効活用に努めるものとする」	【完了】令和6年11月 議会改革に関する検討結果 第8回報告書
議会における事務事業評価について	・3常任委員会による評価、全員協議会で取りまとめ ・議会評価意見書を議案として上程し、議会の意思を表明	【完了】令和7年1月 議会改革に関する検討結果 第9回報告書 (令和6年9月定例会議の予算決算委員会(決算審査)において試行実施)
政策討論会のあり方について	1. 各委員会の提言を政策討論会を経て議会全体としての提言に 2. 議員個人・会派・議員連盟でも政策討論会を活用 3. 政策討論会の開催に当たっての注意事項	【完了】令和7年2月 議会改革に関する検討結果 第10回報告書
文書質問について	・通年会期でのルールづくりが必要	【導入見送り】令和7年5月 議会改革に関する検討結果 第11回報告書
建築物検討委員会について	・意見シートを活用するなどして各議員の意見の見える化を重視 ・内容の精査等、詳細は検討の必要あり	【導入見送り】令和7年6月 議会改革に関する検討結果 第12回報告書